

5	都民安全推進本部	治安対策の推進
事業概要	<p>都では、「治安の維持こそ最大の都民福祉」との認識に立ち、東京の治安回復のため、平成15年8月、知事本部(当時)内に「緊急治安対策本部」を設置し、安全・安心まちづくりの推進や外国人組織犯罪対策などを重点とする取組を開始した。</p> <p>その後、治安問題の根底には青少年の問題が深く関連していることから、青少年対策及び治安対策を一体的かつ総合的に推進するため、平成17年8月に「青少年・治安対策本部」を設置した。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や新たな外国人人材の受け入れ、ICTの進展など社会情勢が大きく変化する中においても、誰もが安全安心を実感できる社会の実現に向けて、柔軟かつ集中的に対応すべく、令和元年度より、都民安全推進本部に組織改正を行ったところである。</p> <p>なお、治安対策課においては、治安対策の取組を一体的かつ総合的に推進している。</p>	
これまでの経過	<p>1 不法滞在外国人対策</p> <p>(1) 首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言</p> <p>平成15年10月、不法滞在者対策問題の解決が緊急の課題となっていたことから、法務省入国管理局、東京入国管理局、警視庁及び東京都が共同して全国約25万人の不法滞在者を平成20年末までの5年間で半減することを志向し、以下の具体的な取組を促進して不法滞在外国人対策を強化した。</p> <p>ア 不法滞在者の摘発強化と効率的な退去強制</p> <p>イ 入国・在留資格審査の厳格化</p> <p>ウ 不法滞在を助長する環境の改善と悪質事業の徹底取締り</p> <p>エ その他の取組</p> <p>(2) これまでの取組について</p> <p>ア 不法就労防止啓発講習(平成18年4月～)</p> <p>不法滞在者の多くが不法就労に従事していることから、外国人の不法就労防止対策として事業主向けに、不法就労を防止する啓発講習を行っている。</p> <p>イ 出国命令制度の周知(平成19年1月～平成24年3月まで)</p> <p>不法残留者の自主的な出頭を促進して帰国させる「出国命令制度」について、ポスター等による広報を実施した。</p> <p>ウ 資料等の作成</p> <p>外国人労働者を雇用する際の注意点を分かりやすく解説したマニュアル等を作成し、講習等の教材として活用するほか、講習に赴くことが困難な団体や企業等に配布している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビデオ、DVD(平成19年10月) ・ 外国人労働者雇用マニュアル日本語版 (平成19年11月、平成24年2月改訂、平成24年11月改訂、平成28年3月改訂、平成29年1月改訂、平成30年3月改訂、平成31年3月改訂、令和元年11月改訂) ・ 外国人労働者雇用マニュアル多言語版 (平成21年3月、平成24年2月改訂、平成25年3月改訂) ・ 外国人労働者雇用マニュアル(フランス語、ベトナム語版)作成 (平成26年3月) ・ 外国人労働者雇用マニュアル(中国語、韓国語、英語)改訂版 (平成28年3月) 	

<p>こ れ ま で の 経 過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者雇用マニュアル（中国語、韓国語、英語）改訂版 （平成29年3月） ・ 外国人労働者雇用マニュアル（中国語、韓国語、英語、タイ語、ネパール語）改訂版 （平成30年3月） ・ 外国人労働者雇用マニュアル（中国語（繁体字）、ベトナム語、ミャンマー語版）作成 （平成31年3月） ・ 外国人労働者雇用マニュアル（中国語、韓国語、タイ語）改訂版 （令和元年11月） ・ 外国人労働者雇用マニュアル（タイ語、ネパール語、ベトナム語）改訂版 （令和3年2月） <p>エ 不法就労防止啓発講習に係る需要動向調査（平成21年3月） 都内の事業主に対して外国人の適正雇用及び不法就労の防止について、どの程度の理解があるのか、また、今後どのような講習を希望しているかについてのアンケート調査を実施した。</p> <p>オ 外国人適正化連絡会議（平成21年12月～平成29年3月） 関係機関が連携して不法滞在者等の取締り、出入国管理及び難民認定法改正に関する広報、不法就労を許さない社会の構築及び、留学生を含む外国人が正しい知識のもと、安心して活動できる環境づくり等を推進していくため外国人適正化連絡会議を設置した。</p> <p>カ 外国人適正雇用推進月間（平成22年6月～） 不法滞在者の多くが不法就労していることから、都内の事業主及び都民等に広く適正雇用を呼びかけるため、東京出入国在留管理局、警視庁、東京労働局及び区市町村等の関係機関と連携して街頭キャンペーンを実施し、都民に対して啓発活動を行っている。</p> <p>キ 外国人適正雇用推進事業所づくり（平成23年6月～） 都内の事業主に対し適正雇用の意識を高めるため、事業所を訪問するなどして「外国人適正雇用推進宣言事業所ステッカー」や「外国人適正雇用推進宣言事業所マグネット」を配布し、事業所の入口付近又は顧客等の目に留まりやすい場所に貼付してもらうことで、不法就労を許さない環境づくりを行っている。</p> <p>ク 広報活動の企画・実施（平成28年7月～） 企業の人事担当者が一堂に会する展示会で、東京出入国在留管理局、東京労働局と連携して、外国人労働者雇用マニュアルの配布や外国人雇用に関する相談会を行っている。</p> <p>2 外国人滞在支援対策</p> <p>(1) 滞在適正化講習（平成27年4月～） 留学生を受け入れている日本語学校に赴き、留学生に対し、留学生が関与又は巻き込まれた犯罪、日本で生活する際の注意点、アルバイトをする際の注意点等についての講習を行っている。</p> <p>(2) 啓発資料等の作成 外国人の中には、日本の法律の不知、忘却、錯誤等から、意図せずに法を犯してしまう者や、生活環境、文化、言語等の違いから、日本住民とトラブルになる者が存在することから、これらの問題を抑止するため、外国人が犯しがちな入管法、刑法、道路交通法等の法律及び日本のルール・マナーを説明するマ</p>
--	---

<p>これまで の経過</p>	<p>マニュアルを作成し、各公共機関を通じ、在留外国人へ配布しているほか、滞在適正化講習時に留学生に配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人在留マニュアル（日本語、中国語、韓国語、英語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語版）作成（平成28年2月） ・ 「来日外国人向け交通安全短編映像集&防犯ドラマ」DVD（中国語、韓国語、英語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、イタリア語、フランス語、ドイツ語の字幕入り）作成（平成28年3月） ・ 外国人在留マニュアル（インドネシア語、マレー語、モンゴル語、ベンガル語版）作成（平成29年3月） ・ 外国人在留マニュアル（日本語）改訂版（平成30年1月） ・ 外国人在留マニュアル（中国語、韓国語、英語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、インドネシア語、マレー語、モンゴル語、ベンガル語）改訂版（平成30年2月） ・ 外国人在留マニュアル（中国語（繁体字）、フランス語、ポルトガル語、ロシア語版）作成（平成31年3月） ・ 外国人在留マニュアル（日本語）改訂版（令和2年3月） ・ 外国人在留マニュアル（中国語、韓国語、英語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、インドネシア語、マレー語、モンゴル語、ベンガル語）改訂版（令和2年3月） ・ 外国人在留マニュアル（ペルシャ語、シンハラ語、ウルドゥー語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語版）作成（令和3年3月） ・ 外国人在留マニュアル（中国語（繁体字）、フランス語、ポルトガル語、ロシア語）改訂版（令和3年3月） <p>(3) 外国人留学生支援に係る協定</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構及び警視庁との間で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人留学生等の滞在支援に資する施策を実施していくことを目的として、平成29年9月6日、協定を締結し、同協定に基づき、東京国際交流館においてイベントを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人留学生のための交流フェスタ（平成29年10月、平成30年10月、令和元年11月） <p>(4) 外国人旅行者向け支援</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、増加することが見込まれる外国人旅行者向けに日本のルール・マナー、犯しやすい法律を解説した「外国人旅行者マニュアル」を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人旅行者マニュアル日本語、中国語、中国語（繁体字）、韓国語、英語、タイ語併記版作成（令和2年3月） <p>3 身近な犯罪の防止対策</p> <p>(1) オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺対策</p> <p>悪質巧妙な手口を使って中高年齢者等に金銭を振り込ませる「振り込め詐欺」の被害防止対策に取り組んでいるが、その後、金融商品の取引等をかたって金銭をだまし取る手口の詐欺被害も増えたため、平成23年10月より「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺」として被害防止対策を推進している。</p> <p>ア 自動通話録音機設置促進事業</p> <p>(ア) 無償貸与事業</p>
---------------------	---

<p>こ れ ま で の 経 過</p>	<p>緊急対策として、特殊詐欺犯人からの電話に対し、警告メッセージと録音機能で被害を未然に防ぐことが出来る「自動通話録音機」を区市町村・警察署を窓口として、都民に無償で貸出す事業を実施した。 (平成27年度)</p> <p>(イ) 補助金交付事業 特殊詐欺根絶に向けて、自動通話録音機を区市町村が購入する際の費用の一部を補助し、更に都民に配布・設置することを目指す。 (平成28年度～)</p> <p>イ 防犯講話の実施</p> <p>(ア) 被害者層である高齢者に注意喚起をするとともに高齢者に接する機会の多い地域包括支援センター相談員や民生児童委員の方々から直接高齢者に注意喚起するために、被害が多発する地域を中心に、防犯講話を実施し、特殊詐欺の手口を伝え、被害防止に努めている。(平成20年度～)</p> <p>(イ) 区市町村や警察署が行う「地域安全のつどい」等の高齢者が多く集まる催し物に参加し、プロの劇団員及び職員による実演式の防犯の講話により、新たな犯行手口を紹介しながら被害に遭わないための情報の提供を行っている。(平成22年度～)</p> <p>(ウ) 実演式防犯講話の対象に自治会、老人クラブなども加え裾野を広げて実施したほか、劇が上演できない場所にも対応可能な「腹話術形式」による防犯講話を実施した。(平成24～26年度)</p> <p>(エ) プロの劇団員及び職員による実演式講話の内容を映像化したDVDを制作した上、警察署、自治体、老人クラブ連合会に配布し、高齢者が集うイベント等に来ることができない高齢者や自治会等の集会に参加する高齢者に対してDVDを上映し、注意喚起を行えるよう、広く周知を図っている。 (平成26年度～)</p> <p>ウ 特殊詐欺被害防止の注意喚起</p> <p>(ア) 各局と連携した取組 「広報東京都」、「東京くらしねっと」等の都広報紙のほか、水道の検針票、納税通知書の封筒や通知文内への注意喚起文の掲載など、様々な印刷物を最大限活用し、都民に対し幅広く注意喚起を呼びかけた。 (平成26年度)</p> <p>(イ) 関係機関等と連携した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人東京バス協会と連携して、シルバーパスの更更新手続き時に窓口を訪れた高齢者に対して注意喚起チラシを配布することや雑誌等マスメディアと連携して、記事・広告掲載などを実施した。 ・ 警視庁、区市町村、金融機関、日本フランチャイズチェーン協会と連携して、被害者層である高齢者を始め、その子・孫世代に対して特殊詐欺への注意を呼び掛ける動画を作成し、都内各地の街頭ビジョン、テレビモニター等で放映した。(平成28年度) ・ SNSを活用し、家族や地域ぐるみで気軽に相談や連絡ができる環境作りを推進するため、LINE株式会社と「特殊詐欺の被害防止に向けた連携に関する協定」を締結した。(令和元年度) ・ 東日本電信電話株式会社と連携し、特殊詐欺の手口を模した電話・SMSを活用した特殊詐欺被害防止訓練を実施した。(令和2年度) <p>(ウ) 特殊詐欺抑止用ポスター・リーフレット等の作成、配布</p>
--	---

これまで
の経過

- ・ 犯行手口の再現や被害に遭わないための対処法を掲載したリーフレット「振り込め詐欺撃退虎の巻」を作成し、介護事業者や都内各警察署、区市町村等に対して配布した。(平成18年度)
 - ・ 人気スポーツ選手や俳優、落語家等を起用したポスター、リーフレット、チラシを作成し、広く注意喚起を行った。(平成19～26年度)
 - ・ 還付金詐欺の注意喚起ポスターを作成して、医療関係団体の協力により都内の病院、診療所、歯科医療機関、薬局・接骨院等計約25,000箇所に集中的に掲出した。(平成20年度)
 - ・ 宅配業者の協力を得て荷物を届ける際、都が作成したリーフレットと一緒に手渡してもらう活動を実施した。(平成23～27年度)
 - ・ 区市町村のシルバー交番事業と連携し、高齢者宅訪問時に都が作成したリーフレットを直接手渡してもらう活動を実施した。
(平成24～27年度)
 - ・ 犯行手口や犯人・被害者の声及び防止方策を掲載したリーフレットを作成し、都内の地域包括支援センター、警察署、都立病院、金融機関、シルバー人材センター及び老人クラブに配布した。(平成28年度)
 - ・ 見る角度によって絵柄が変わるレンチキュラー印刷を併用したポスターを作成し、広く注意喚起を行った。(平成29年度)
 - ・ 若者に人気のゲームアプリ「スタンドマイヒーローズ」とコラボしたポスターを作成し、注意喚起を行った。(平成30年度)
 - ・ 最新の特殊詐欺の犯行手口や防犯対策を掲載したリーフレットを作成し、警察署、都立病院、金融機関等に配布するとともに、各種イベント等において配布し啓発を実施した。
 - ・ LINE株式会社との「特殊詐欺の被害防止に向けた連携に関する協定」に基づき、特殊詐欺被害防止啓発用リーフレット(高齢者、ジュニア向け)2種とポスターを作成して、各種キャンペーン等において配布し、広く啓発活動を行った。(令和元年度)
- (エ) その他
- ・ 高齢者に人気のある落語家を起用したラッピングバス・電車の走行による注意喚起を行った。(平成23年度)
 - ・ 注意喚起CMを作成し、街頭ビジョン、電車の車内ビジョンを使った広報啓発活動を行った。(平成23～26年度)
 - ・ 高齢者が読者層である雑誌への注意喚起の意見広告を掲載した。
(平成24年度)
 - ・ 高齢者から若者まで多くの方に特殊詐欺被害の防犯意識向上を図るため、警視庁、第一生命(ワイドコラボ協定)と共催でサラリーマン川柳とコラボした「特殊詐欺撲滅川柳2018」を実施し、「特殊詐欺」にまつわる川柳を募集した。令和元年度は、家族で特殊詐欺について考える契機としてもらうことを目的とし、新たにU-18(アンダー18)の部を設け「特殊詐欺撲滅川柳2019」を実施した。(平成30年度～令和元年度)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺に関する注意喚起ポスターを作成して、警察署、区市町村、スーパーマーケット等に配付し、啓発を実施した。(令和2年度)

エ 金融機関等との連携による被害防止対策の実施

(ア) 引き出し限度額の引き下げ

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振り込め詐欺抑止に向けた実効性のある対策を打ち出すため、平成 17 年度に都、警視庁及び金融機関等による「振り込め詐欺抑止総合対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置し、懸案であった A T M 対策については、1 日当たりの引き出し限度額の引き下げを検討、要請していくことで合意した。 ・ 平成 18 年 9 月段階で、みずほ銀行、三井住友銀行、日本郵政公社、三菱東京 U F J 銀行等が 1 日当たりの A T M 引き出し限度額を 50 万円に引き下げた。 <p>(イ) 被害防止対策の要請及び防犯講話の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の自宅まで現金を取りに来る「手交型」と呼ばれる手口による被害が増加したことから、A T M のみならず、窓口においても高額な引き出しを行う高齢者に対して、金融機関職員が積極的に声掛けを行うよう要請した。（平成 23 年度） ・ 発生が減少していた還付金詐欺が再び増加したため、全国銀行協会等に対し、無人の A T M に注意を喚起する表示を掲示するよう要請した。（平成 24 年度～） ・ みずほ銀行の協力を得て、担当者が高齢者の顧客訪問時に都が作成したリーフレットを手渡し、注意喚起を実施する活動を開始したほか、A T M、窓口における被害を未然に防止のための声掛け要領等について、担当者に対して防犯講話を実施した。（平成 24～27 年度） <p>オ 「振り込め詐欺撲滅五者宣言」、「振り込め詐欺撲滅月間等」の実施</p> <p>(ア) 振り込め詐欺撲滅五者宣言</p> <p>警視庁、東京銀行協会、電気通信事業者協会、日本フランチャイズチェーン協会と振り込め詐欺撲滅五者宣言を締結し、関係機関との連携を強化した。柔道の谷本歩実選手を広報大使に任命し、ポスター等を通じて広く啓発活動を実施した。（平成 20 年 10 月）</p> <p>(イ) 振り込め詐欺撲滅月間等の実施（平成 20 年度～平成 26 年度）</p> <p>カ 特殊詐欺抑止イベントの開催</p> <p>キ 不動産業界 2 団体への情報提供（平成 27 年 9 月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺による現金の送付先が集合住宅の空き部屋を利用される事例があることから「東京都安全・安心まちづくり条例を改正し、都内不動産業界団体と「危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定」を締結し、情報提供を実施した。 <p>ク 未成年者に対する加害者参入防止対策</p> <p>(ア) 高校生等の若い世代が、特殊詐欺の加害者として関与する事件が複数発生したことから、教育庁等と連携し、高校生や保護者、教職員を対象として、特殊詐欺の犯行手口の現状や特殊詐欺に関与したことによる様々な影響等についての講話を実施し、規範意識や倫理観等の醸成に努めている。（平成 25 年度～）</p> <p>(イ) 加害者参入防止リーフレットを作成し、義務教育最終年の都内全中学 3 年生に配布し、加害者とならないように啓発活動を実施した。令和元年度は、前年配布した生徒が高校 1 年生となったことから、都内全高校 2、3 年生を対象に配布し、都内全ての高校生に加害者とならないように啓発活動を実施した。（平成 30 年度～令和元年度）</p> <p>(2) ひったくり対策</p>
--	---

こ
れ
ま
で
の
経
過

ア 注意喚起・広報啓発活動の実施

ひったくり多発地域の自治体、警察署と連携した被害防止キャンペーンイベントを実施している。(平成23～25年度)

- ・ ひったくり防止カバーを10,000枚作成し、都内でひったくりが多発している地域に重点配布した。(平成24年度～25年度)

(3) 治安対策に関する官学連携事業(平成24年度～)

大学等で治安に関する研究をしている学生をサポートし、その成果を発表する場(機会)を設けることにより、研究成果を自治体の各種施策に還元するとともに、活動を通じて将来の「まちづくり」の中核を担う人材の育成を図ることを目的とする事業を推進している。

ア 治安に関する勉強をしている大学生による「環境犯罪学」を応用したひったくりの調査研究を支援し、区市町村の治安対策担当者に対し、成果を発表した。

イ 振り込め詐欺被害防止の研究成果について、寸劇を交えて発表した。

(4) 万引き対策

警視庁、関係業界・団体等と「万引き防止官民合同会議」を発足させ、毎年会議を開いて意見交換を行っているほか、「万引きをしない、させない、見逃さない」気運の醸成を図るためのイベント、キャンペーンを実施している。

(平成21年度～)

- ・ 万引き防止ステッカーを作成し、大手小売店や区役所等を通じて都内の商店街に配布し、街ぐるみで万引きを許さない気運の醸成を図った。

(平成24年度)

- ・ 都内の小売店舗等の万引きさせない店舗づくりを強化するため、毎月20日に都内一斉で実施する「万引きゼロの日」キャンペーンで使用する「万引き防止パトロール用腕章」を作成した。(平成25年3月)
- ・ 地域の力で万引きを根絶する気運の醸成を促すため「地域の力で万引きを根絶!」と記載のあるウエットティッシュを作成し、イベント・キャンペーン等で配布した(平成28年3月)
- ・ 地域や家族の絆を強め、万引きを防止する気運向上を図るため「地域・家族の絆で万引き防止」と記載あるハンカチを作成し、イベント・キャンペーン等で配布した(平成30年度～令和元年度)

(5) 公共空間におけるルール遵守、マナー向上対策の実施

公共空間におけるルールやマナーの不遵守が都民の体感治安の向上に大きな影響を与えていることが各種調査で明らかとなったことから、若い世代を中心に呼び掛けを行い、早朝、街頭における清掃活動を実施して、ルールやマナーの重要性を認識させるキャンペーン活動を実施した。(平成25～26年度)

(6) 侵入盗対策

無施錠による侵入盗被害が依然として減少しないことから、侵入盗被害に遭わないための注意喚起を呼びかけたポスター、リーフレットの作成及び啓発用補助錠を購入するとともに、侵入盗被害防止キャンペーンを開催し、被害防止の広報啓発活動を実施した。(平成25～26年度)

(7) ネット利用犯罪対策

スマートフォンの普及などによる情報化社会の急速な発展と、不正アクセスやフィッシング詐欺などのインターネット利用による犯罪の増加が治安に対する新たな脅威として社会問題化していることから、ネット利用犯罪の被害を抑

これまで
の経過

止するための各種取組を推進している。

ア 警視庁と連携し、サイバー犯罪撲滅に向けた「サイバー犯罪被害防止キャンペーン」を開催した。(平成26年7月)

イ インターネット上で犯罪から身を守る方法やネットトラブルを未然に防ぐための情報セキュリティ対策について、「ネット利用犯罪被害防止講習会」を開催し、広く都民一般に対してネット利用犯罪対策及びネットリテラシーの重要性等の啓発に努めた。(平成26年～令和元年)

ウ スマートフォンの普及などによる情報化社会の急速な発展と増加するネットワーク利用犯罪等に対処するため、最新のネット情報を踏まえ、具体的な被害防止のポイント及び情報ネットワークを正しく利用することができる能力を身につけるための動画を制作した。(平成30年3月)

(8) 女性に対する犯罪対策

女性の生命を脅かすストーカー事案などの女性に対する犯罪が安全安心に対する新たな脅威として出現し、治安に対する大きな不安要因となっていることから、警視庁・関係各局と連携し、女性が被害者となりやすい犯罪の未然防止及び各相談先を記載したリーフレットを作成、配布している。

また、大学や専門学校等において、ストーカーや痴漢、盗撮被害等の具体的な被害事例やその防止策について講義を行い、防犯意識の高揚と安心感の醸成を図っている。(平成26年度～)

4 暴力団排除対策

平成20年の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の改正により、国や地方公共団体は事業者等が自発的に行う暴力団排除活動の推進を図るために必要な措置を講ずる責務が課せられ、事業者が安心して暴力団排除活動の実施に取り組むことができるよう安全確保に配慮しなければならないとされた。

これを受け、東京都では警視庁等と連携して、適正な行政サービスを提供するため、都のあらゆる事業から暴力団を排除するとともに、暴力団排除に取り組む気運を高めるためのキャンペーンの実施など、区市町村や警視庁等と連携した広報啓発活動を行い、実効性のある暴力団排除対策を実施している。

(1) 行政対象暴力対策講習の実施

総務局が所管する行政対象暴力対策連絡会議と連携し、都庁職員を対象とした行政対象暴力対策講習会を開催している。(平成21年5月～)

(2) 各局と連携した対策の実施

ア 東京都が締結する全ての契約からの暴力団排除

財務局と連携し、平成22年10月、東京都が締結する全ての契約から暴力団を排除するため、旧要綱を改正して「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」を策定し、同11月に施行した。

改正後、暴力団関係企業8社を東京都の締結する契約から排除した。

イ その他各局との連携

- ・都が実施するあらゆる事業からの暴力団排除
 - ・都の施設から暴力団を排除する制度を構築中
 - ・統計調査員、指定管理者及び補助金からの暴力団排除制度の構築
- (平成24年度～)

(3) 東京都暴力団排除条例の施行に伴う取組

平成23年10月1日、東京都暴力団排除条例が施行され、都民に対し、暴力団排

除対策の重要性について理解を求めるとともに、暴力団排除の気運を高めるため、警視庁、(公財)暴力団追放運動推進都民センター、区市町村と連携し、普及啓発活動を行っている。(平成22年5月～)

- ・各市区町村が行う暴力団排除イベントに対する支援の実施(平成22年度～)
- ・暴排気運の維持向上を図るためのグッズの制作配布(平成23年度～)
- ・学校や企業に対して実演式による暴力団排除要領の実施(平成24年度～)
- ・不当要求防止責任者講習における暴排講話の実施(平成27年度～)
- ・繁華街地区暴排キャンペーンの実施(平成27年度～)
- ・暴力団排除ウェブサイトの運用(平成30年度～)
- ・暴排条例改正(10月1日)について様々な機会でも周知(令和元年度～)

(4) 暴力団排除担当課長連絡会議の開催

各市区町村に対して暴力団排除対策に関する助言を行うとともに、東京都全体で暴力団排除を推進する体制を構築するため、区市町村暴力団排除担当課長連絡会議を開催している。(平成22年11月～)

(5) 暴力団排除イベントの実施(平成30年度～)

「暴力団追放三ない運動プラス1」を広く都民に訴えて暴排機運を醸成するとともに、官民一体の連携を一層強固にしていく必要があるため、暴力団排除イベントを実施している。

5 「街の安全みまもり」の推進

東京2020大会に向け都内の治安を高めるため、平素の外出時に街の様子を気にかけて、不審物・不審者発見時に警察に通報することを広く都民に働きかける「街の安全みまもり」事業(当初「地域の安全点検」)を平成30年度から開始(予算措置は令和元年度予算から)。

(1) 特設サイトの開設

- ・令和2年12月21日～令和3年3月31日

(2) オンラインイベントの開催

- ・令和3年1月5日～1月11日
- ・令和3年3月15日～3月21日

(3) WEB広告の実施

- ・実施期間 令和2年12月21日～令和3年3月21日

(4) 事業者連携の推進

- ・広報等への協力依頼
令和元年5月から本事業の広報等に関して事業者にも協力を依頼。
- ・施設の安全確保に関する依頼
大規模集客施設を中心に働きかけを実施。

(5) 出前講話の実施

平成30年6月から自治会の会合や企業内の会議、防犯パトロールの研修会などの場に赴き、「街の様子を気にかける」こと、「不審者・不審物とは何か」についてなど、防犯の着眼点に合わせ本事業の主旨を説明。

<p>現在の進行状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人不法就労対策 外国人不法就労防止のため、啓発講習等を引き続き実施する。 2 外国人滞在支援対策 (1) 外国人住民に日本の法律などを周知させるため、外国人在留マニュアルを配布及び啓発DVDを滞在適正化講習で放映 (2) 増加が見込まれる外国人旅行者が日本のルール・マナー違反によるトラブルや意図しない法律違反を防止するため、外国人旅行者マニュアルを配布。 3 身近な犯罪の防止対策 引き続き、犯罪状況に応じた各種施策を講じていく。 4 暴力団排除対策 (1) 適正な行政サービスを提供するため、都のあらゆる事業から暴力団を排除 (2) 暴力団排除に取り組む気運を高めるためのキャンペーンの実施 (3) 区市町村や警視庁等と連携した広報啓発活動を行い、実効性のある暴力団排除対策を実施 5 街の安全みまもり (1) オンラインイベントの開催 (2) WEB広告の実施 (3) 事業者連携の推進 広報への協力、安全対策の推進ともに継続して要請中。 (4) 出前講話の実施 継続して実施。 		
<p>今後の見通し</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人不法就労対策 外国人の不法就労防止のため、啓発講習や各事業を引き続き実施する。 2 外国人滞在支援対策 関係部署と連携をとりつつ、広く啓発活動を実施する。 3 身近な犯罪の防止対策 情勢に応じて柔軟かつ機動的に対応することを基本とし、平成30年に認知件数が過去最悪を記録した「オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺対策」を最重要課題とし、「女性に対する犯罪防止対策」等に重点を置き、警視庁、区市町村、関係団体等と連携し各種施策を行っていく。 4 暴力団排除対策 (1) 都のあらゆる事業からの暴力団排除を推進 (2) 区市町村や各種地域団体等が行う暴力団排除活動への情報提供や支援 (3) 警視庁や暴追都民センター等と連携し、都民等への広報啓発活動を推進 5 オリンピック・パラリンピックを見据えた「街の安全みまもり」の推進 (1) 出前講話の実施 (2) 関係局、関係機関、事業者と連携した広報啓発活動 (3) 街頭イベント、スタンプラリー等、各種イベントの実施 (4) ポスター、チラシ、啓発動画、インターネット等を利用した広報啓発活動の実施 		
<p>問い合わせ先</p>	<p>都民安全推進本部 総合推進部 治安対策課</p>	<p>電話</p>	<p>03-5388-2255</p>